2014 年 9 月 0IE コード委員会会合報告に対する 日本のコメント案

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)並びに関連委員会、作業部会及び 特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動 物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。

我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

- 1. 第 8.7 章 口蹄疫ウイルスの感染
- 2. 第4.16章 高度な衛生状態にある馬群、及び特別専門家会合の報告書
- 3. 利用者の手引き
- 4. 第 5.1 章 証明に関する一般的責務
- 5. 用語の解説
- 6. 第 3.2 章 獣医組織の評価
- 7. 第 **6.X** (新規) 章 豚群におけるサルモネラの予防及び管理
- 8. 第 7.X (新規) 章 アニマルウェルフェアと乳牛生産方式
- 9. 第 7.X (新規) 章 役用馬のウェルフェア
- 10. 第 X.X (新規) 章 有鉤条虫の感染

1. 第 8.7 章 口蹄疫ウイルス (FMDV) の感染

一般的なコメント

用語の明確化

我が国は、以下に事例として提示した矛盾点から、FMD の「症例 (case)」、FMDV の「感染」及び FMDV の「伝播」という用語並びにそれらの使用方法の見直し、並びに相違点を明確にすることを提案する。

- 1) 用語の解説によれば、FMD の症例とは、FMDV に感染した動物、即ち FMDV の 感染を含むか同意であるが、第 8.7.2 条の第 2)項の a)と b)によれば、両者がない ことが FMD ワクチン非接種清浄国又は地域の要件としての並列に記載されてい る。
- 2) 第 8.7.3 条の第 2)項の a)によれば、FMD の症例、即ち FMD の感染が過去 2 年間 ないことが FMD ワクチン接種清浄国又は地域の要件として記載されているが、 第 3)項の a)の i)によれば、FMD の感染がないことの証拠はワクチン非接種動物 にのみ求められている。

特定のコメント

a) ワクチン接種動物を淘汰しない場合の論点

第 8.7.7.条

清浄性の位置付け(status)の回復(図1及び図2参照)

- 1) FMD の症例が、ワクチン接種が実施されていない FMD 清浄国又は地域で発生する場合には、 当該清浄性の位置付けを再取得するために、次に掲げる待機期間のいずれか一つが必要とさ れる。
 - a) 緊急ワクチン接種を伴わない摘発淘汰政策及び第8.7.40条から第8.7.42条に基づくサーベイランスが適用されている場合には、最終症例の処理後3ヶ月
 - b) 摘発淘汰政策、緊急ワクチン接種及び第8.7.40条から第8.7.42条に基づくサーベイランスが適用されている場合には、最終症例又はワクチン接種されたすべての動物のと畜のいずれか遅い方の処理後3ヶ月
 - c) 摘発淘汰政策、ワクチン接種動物の必ずしもすべてがと畜されない緊急ワクチン接種及びサーベイランスが、第8.7.40条から第8.7.42条に基づいて適用されているときには、最終症例の処理又は最終ワクチン接種(最後に生じた事象による)のいずれか遅い方の後6ヶ月。しかし、FMDVの非構造タンパク質に対する抗体を検出する血清学的調査が、現存のワクチン接種群に感染がないことを証明することが必要。 この期間は、陸生マニュアルを遵守したワクチンを使用し、ワクチン接種効果が証明され、かつ、非構造蛋白への抗体を検出するための追加血清サーベイランスが接種群全頭に対して実施される場合には、3カ月まで短縮できる。これには、ワクチン接種した全反獨獣とワクチンを接

種していない子畜、他種の動物については、受入れ可能な信頼度に基づく代表的な頭数からの検体の採取を含む。

(略)

2) FMD の症例が、ワクチン接種が実施されていない FMD 清浄国又は地域で発生する場合には、 ワクチン接種が実施されている FMD 清浄国又は地域の位置付けを取得するのに、次の待機 期間が必要である。第 8.7.40 条から第 8.7.42 条に従うサーベイランスが適用され、FMDV の非構造タンパク質に対する抗体が検出できる血清学的調査が、FMDV 伝播のないことを立 証している場合であって、摘発淘汰政策が適用され、継続的ワクチン接種政策が適用されて いるときには最終症例が淘汰・処理されてから 6.3 カ月

(略)

理由

我が国はワクチン接種動物に FMDV の感染がないことを証明する非構造蛋白酵素抗体 法 (NSP ELISA) の感度と特異度の制約[†]に懸念があるため、たとえワクチンの接種効果 を証明する血清学的監視を追加したとしても、待機期間を減らすことに同意しない。

他方で、ワクチン接種動物を淘汰しない場合にも待機期間を3ヶ月まで短縮することに関して、ワクチン接種動物を淘汰しない場合に減少したリスクは、他の摘発淘汰及び/又はワクチン接種動物をと畜(slaughter 放血死)した場合のそれと等しいかという懸念がある。即ち3種類の対応(経路)によって減らされるリスクは実質的に同じであることを意味し、その結果、動物の淘汰に基づくまん延防止を妨げ、危機にさらすおそれさえあると同時に、加盟国のワクチン接種と信頼性の低い検査への依存を助長する。

FMD ワクチン接種清浄性について、我々は、当該清浄性の承認直後に発生した事例を認めた。我が国は、(短期間での再発は)ありうると理解しているが、OIE が一般大衆さえからの信頼を失うことになりはしないか残念に思う。それゆえ、我が国は、待機期間の短縮の意義に疑問を呈する。

[†] K. Fukai *et al.* Comparative Evaluation of Three Commercial ELISA Kits for Detection of Antibodies to a Nonstructural Protein of Foot-and-Mouth Disease Virus *J. Vet. Med. Sci.* 75(6):693-699, 2013 (深井ら、口蹄疫ウイルスの非構造蛋白に対する抗体を検出する市販の ELISA キットの比較評価、2013 年)

b) 陸生マニュアルへの準拠

第 8.7.2.条

ワクチン接種が実施されていない FMD 清浄国又は地域

(略)

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国又は地域の現行リストに入る資格を得るためには、加盟国は次に掲げる要件を満たすものとする。

(略)

- 1) 過去 12 か月間の次に掲げる事項について証拠文書が提出されていること。
- a) 第8.7.40条から第8.7.42条に従いFMDの臨床症状を検出し、以下がないことを示すためのサーベイランスが実施されていること。
 - i) ワクチン接種動物における FMDV の感染
 - ii) ワクチン接種清浄国又は地域からワクチン非接種国又は地域に移行した場合の、かつ てワクチン接種された動物における FMDV の伝播
- b) FMD の予防、早期通報のための取締措置が実施されていること。
- c) 診断検査が陸生マニュアルに記述された基準に準拠していること

(略)

次の条件が満たされた場合には、獣医当局に同定された FMD の脅威に直面したことにより、動物 学上の収集へ公的に FMD 感受性動物への緊急ワクチン接種を適用したからといって、第1項から 4 項の条件を充たした場合、国又は地域の位置付けが影響を受けることはない。

- 当該動物学上の収集が、動物の展示又は希少種の保全を一義的目的としており、設備の境界を 含めて、明確に同定されており、当該国の口蹄疫緊急対応計画に含まれていること。
- その他の感受性家畜群又は野生動物からの効果的選別を含む適切なバイオセキュリティ措置が 実施されていること。
- 当該動物が、当該収集に属していることが確認でき、かつどのような移動も追跡できること。
- 使用されたワクチンが陸生マニュアル記載された基準を遵守していること。
- ワクチン接種が、獣医当局の監視下で実施されること。

当該動物学上の収集は、ワクチン接種後少なくとも12か月間、サーベイランス下に置かれること。

(略)

第 8.7.3.条

ワクチン接種が実施されているFMD清浄国又は地域

(略)

ワクチン接種が実施されている FMD 清浄国又は地域のリストに入る資格を得るためには、加盟国は次に掲げる要件を満たすものとする。

(略)

- 1. 3) 次に掲げる事項について証拠文書が提出されていること。
 - a) 第8.7.40条から第8.7.42条に従いFMDの臨床症状を検出し、以下がないことを示すためのサーベイランスが実施されていること。
 - i) ワクチン接種動物における FMDV の感染
 - ii) ワクチン接種された動物における FMDV の伝播
 - b) FMD の予防、及び早期通報のための取締措置が実施されていること。
 - c) 適切な接種率と集団免疫を付与するために対象群に対する強制的な計画的ワクチン接種が 実施されていること。
 - d) <u>診断検査及び</u>使用されているワクチンが、適切なワクチン株の選定も含めて、陸生マニュアルに記載された基準に従っていること。

(略)

第 8.7.39.条

OIE承認FMD公式コントロールプログラム

(略)

加盟国のFMD公式コントロールプログラムがOIEによって承認されるためには、当該加盟国は次の要件を満たすものとする。

- 5) FMD のサーベイランスが次のとおり実施されている証拠が提出されること。
 - a) 第1.4章の規定及び本章のサーベイランスに関する規定が考慮されていること。
 - b) 診断及び株の更なる特性指摘を実施する診断施設への定期的な試料の提出を含む診断能力 及び手順を有していること。
- 6) FMD の診断検査が陸生マニュアルに記述された基準に準拠している証拠を提出すること。
- **2** 当該公式コントロールプログラムの一部としてワクチン接種が実施される場合には、次のものが提出されること。
 - a) 選択された群のワクチン接種が強制的なものである証拠(法律の写しなど)

(略)

理由

診断検査法及びワクチンに関する基準への準拠は、証拠の提出要件としてどちらも一貫して記載される必要がある。

改正文は提案していないが、動物園の FMD 感受性動物の公的な緊急ワクチン接種を適用するときの条件の遵守を確認するための証拠の提出については、第 1.6.6 条の FMD の質問に含まれるべきであり、その要点は第 8.7.2 条の記載に反映されるべきである。

c) ワクチン接種動物のいない群

第 8.7.4.条

FMD清浄隔離個体群(コンパートメント)

口蹄疫清浄コンパートメントは、FMD 清浄国もしくは地域又は汚染国又は地域のいずれにおいても設置することができる。そのようなコンパートメントを明確に定める場合には、第 4.3 章及び第 4.4 章の原則に従うものとする。FMD 清浄コンパートメントにおける感受性動物は、効果的なバイオセキュリティ管理システムによって、他の感受性動物から隔てられているものとする。

FMD 清浄コンパートメントの設置を望む加盟国は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1) 定期的及び敏速な家畜疾病に関する報告の記録を有し、FMD 清浄ではない場合には、公式防 度プログラム並びに当該国若しくは地域の FMD の流行、分布及び特性を知ることができる第 8.7.40 条から第 8.7.42 条及び第 8.7.46 条に基づく適当なサーベイランスシステムを有していること。
- 2) 当該 FMD 清浄コンパートメントについて次に掲げる事項を宣言していること。
 - a) 過去 12 ヶ月間、FMD の症例がないこと。
 - b) 過去 12 ヶ月間、FMDV 感染の証拠がないこと。
 - c) FMD のワクチン接種が禁止されていること。
 - d) 過去 12 ヶ月の間にFMD ワクチンを接種された動物が、当該コンパートメントにいない こと。

理由

我が国は、FMD 清浄隔離個体群にワクチン接種履歴のある動物を含めないことを提案する。

d) 明確化

第 8.7.6.条

FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定

(略)

これを達成し、当該加盟国がこのプロセスから十分な利益を得るため、獣医当局は、可能な限り早期に、次に掲げる事項についての申請を裏付ける証拠文書を OIE に提出するものとする。

1) - 9) (略)

封じ込め地域の外側の地域の清浄性の位置付けは、封じ込め地域が設定されつつある間は停止される。封じ込め地域が本条第1号から第9号までを遵守していることとして、OIEにより承認された場合には、第8.7.7条の規定にかかわらず、当該地域の清浄性の位置付けを回復することができる。国際貿易のための感受性動物由来の物品は当該封じ込め地域の内部又は外部のいずれかがわかるように、由来が立証されるものとする。

その他、編集上のコメント

a) 第 8.7.2 条の第 4 段落

第 8.7.2.条

ワクチン接種が実施されていない FMD 清浄国又は地域

(略)

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国又は地域の<mark>現行</mark>リストに入る資格を得るためには、加盟国は次に掲げる要件を満たすものとする。

理由

第8.7.3条の記載と統一。

b) 第8.7.7条の第3)項の冒頭

第 8.7.7.条

清浄性の位置付け(status)の回復(図1及び図2参照)

(略)

3) FMD の<u>感染</u>発生又は FMDVの 伝播が、ワクチン接種が実施されている FMD 清浄国又は地域で起きている場合には、本清浄性の位置付けを再取得するために、次の待機期間のいずれか一つが必要とされる。

(略)

c) 本章の理解を容易にするための索引の挿入

第 8.7.章

口蹄疫ウイルスの感染

第 8.7.1.条

第 8.7.2. 条

ワクチン接種が実施されていない口蹄疫(FMD)清浄国又は地域

第 8.7.3. 条

ワクチン接種が実施されているFMD清浄国又は地域

第 8.7.4. 条

FMD清浄隔離個体群(コンパートメント)

<u>第 8.7.5. 条</u>

FMD 汚染国又は地域

<mark>第 8.7.6.条</mark>

FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定

第 8.7.7. 条

清浄性の位置付け(status)の回復(図1及び図2参照)

<u>第 8.7.8. 条</u>

FMD感受性動物のと畜のための汚染地域から(ワクチン接種が実施又は実施しない)清浄地域への直接輸送

第 8.7.9. 条

FMD感受性動物と畜のための封じ込め地域から(ワクチン接種が実施又は実施しない)清浄地域 内でのと畜のための直接輸送

第 8.7.10. 条

<u>ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、若しくは地域又はFMD清浄コンパートメントか</u>

らの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物について

第 8.7.11. 条

ワクチン接種が実施されているFMD清浄国、又は地域からの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚について

第 8.7.12. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚について

第 8.7.13. 条

<u>ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、もしくは地域又はFMD清浄コンパートメントか</u>

らの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚の生の精液について

第 8.7.14. 条

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、もしくは地域又はFMD清浄コンパートメントか

らの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚の生の精液について

<u>第 8.7.15.</u> 条

<u>ワクチン接種が実施されているFMD清浄国、又は地域からの輸入に関する勧告</u>

反芻家畜及び家畜豚の冷凍精液について

第 8.7.16. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚の冷凍精液について

第 8.7.17. 条

生体に由来する牛受精卵の輸入に関する勧告

第 8.7.18. 条

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、もしくは地域又はFMD清浄コンパートメントか

らの輸入に関する勧告

試験管内で生産された牛受精卵について

第 8.7.19. 条

ワクチン接種が実施されているFMD清浄国、又は地域からの輸入に関する勧告

試験管内で生産された牛受精卵について

第 8.7.20. 条

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、もしくは地域又はFMD清浄コンパートメントか

らの輸入に関する勧告

FMD感受性動物の生鮮肉及び肉製品について

第 8.7.21. 条

ワクチン接種が実施されているFMD清浄国、又は地域からの輸入に関する勧告

反芻家畜及び家畜豚の生鮮肉及び肉製品について

第 8.7.22. 条

公式防疫計画を有するFMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

<u>牛又は水牛(Bubalus bubalis)の生鮮肉(蹄部、頭部及び内臓を除く。)について</u>

<u>第 8.7.2</u>3. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性動物の肉製品について

第 8.7.24. 条

ワクチン接種が実施されていないFMD清浄国、もしくは地域又はFMD清浄コンパートメントからの輸入に関する勧告

人の消費を目的とする乳及び乳製品並びに飼料への使用又は農業もしくは工業利用を目的とする動物 (FMD 感受性動物) 由来の生産物について

第 8.7.25. 条

公式防疫計画を有するFMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

乳及び乳製品について

第 8.7.26. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD感受性動物の血液及び肉粉について

第 8.7.27. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD感受性動物の羊毛、獣毛、剛毛及び生皮について

第 8.7.28. 条

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

わら及び飼草について

<mark>第 8.7.29. 条</mark>

FMD清浄国又は地域(ワクチン接種が実施されている又はされていない)

FMD 感受性野生動物由来の皮及び狩猟記念品について

<u>第 8.7.30. 条</u>

FMD汚染国又は地域からの輸入に関する勧告

FMD 感受性野生動物由来の皮及び狩猟記念品について

第 8.7.31. 条

肉及び肉製品中のFMDVの不活化法

<u>第 8.7.32. 条</u>

羊毛及び獣毛中のFMDVの不活化方法

第 8.7.33. 条

剛毛中のFMDVの不活化方法

第 8.7.34. 条

生皮中のFMDVの不活化法

<u>第 8.7.35. 条</u>

人の消費用の乳及びクリーム中の FMDV の不活化法

第 8.7.36. 条

人の消費用の乳及びクリーム中のFMDVの不活化法

第 8.7.37条

FMD感受性野生動物の皮及び狩猟記念品中のFMDVの不活化法

第 8.7.38. 条

反すう動物及び豚のケーシング中のFMDVの不活化法

<u>第 8.7.39. 条</u>

OIE承認FMD公式防疫計画

第 8.7.40. 条

疾病監視(サーベイランス)の基本方針

第 8.7.41. 条

疾病監視の方法

1. 臨床的疾病監視

2. ウイルス学的疾病監視

3. 血清学的疾病監視

<u>第 8.7.42. 条</u>

血清学的検査の使用及び解釈(図3参照)

陽性検査結果が出た場合の手順

野外及び検査室での検査結果の追跡

<u>図1 ワクチン接種が実施されていない FMD 清浄国又は地域で発生した後、清浄性の位置付け</u> 回復のための最短待機期間と経路の略図 <u>図2 ワクチン接種が実施されている FMD 清浄国又は地域で発生した後、清浄性の位置付け回</u> 復のための最短待機期間と経路の略図

図3 血清学的調査による FMDV 感染の証拠を決定するための試験所検査の略図

第 8.7.1. 条

又は短く、

第 8.7.章

口蹄疫ウイルスの感染

<u>第 8.7.1.条</u>

第 8.7.2. 条から第 8.7.5. 条

口蹄疫(FMD)清浄国又は地域(ワクチン接種が実施されている又はされていない)もしくは清 浄隔離個体群(コンパートメント)

第 8.7.6. 条から第 8.7.9. 条

FMD発生時の封じ込め地域の設定、FMD感受性動物のと畜のための汚染又は封じ込め地域から清浄地域への直接輸送及び清浄性の位置づけの回復

第 8.7.10. 条から第 8.7.19. 条

FMD感受性動物、精液及び受精卵輸入に関する勧告

<u>第 8.7.20. 条から第 8.7.30. 条</u>

FMD感受性動物から生産された物品、わら及び飼草の輸入に関する勧告

第 8.7.31. 条から第 8.7.38. 条

FMD感受性動物から生産された物品中のFMDVの不活化法

<u>第 8.7.3</u>9. 条

OIE承認FMD公式防疫計画

第 8.7.40. 条から第 8.7.42. 条

疾病監視(サーベイランス)の基本方針及び方法、血清学的検査の使用及び解釈

<u>図 1.及び 2. FMD 清浄国又は地域(ワクチン接種が実施されている又は実施されていない)で発</u> 生した後、清浄性の位置付け回復のための最短待機期間と経路の略図

図3 血清学的調査による FMDV 感染の証拠を決定するための試験所検査の略図

第 8.7.1. 条

理由

本章の複雑さと長さを考慮し、我が国は、本章の要旨又は上記のとおり条文の前、または本章の適切な場所に、索引を挿入することを提案する。

冒頭に概要を提示することで、利用者が使いやすくなり、かつ本章の理解を深め、品質を管理するのにも役立つ。利用者の使いやすさを改善することは、基準策定手続きにおけるより多くの加盟国の参加を助長するという OIE の方針に合致するものである。

d) 入力間違い

第 8.7.2. 条

(略)

次の条件が満たされた場合には、獣医当局に同定されたFMDの脅威に直面したことにより、動物学上の収集へ公的にFMD感受性動物への緊急ワクチン接種を適用したからといって、第1 $_{\underline{\underline{}}}$ 項の条件を充たした場合、国又は地域の位置付けが影響を受けることはない。.

(略)

第 8.7.3. 条

(略)

当該リストに保持されるためには、本条第 $2^1_{
m p}$ 、 $3^1_{
m p}$ 及び $4^1_{
m p}$ 項の情報が毎年再提出され、第 $3^1_{
m p}$ 項の b)及び第 $4^1_{
m p}$ 項に関連するものを含む疫学的状況その他有意な事象の変化が、第 1.1 章の条件に従い OIE に報告されていることを必要とする。

(略)

- 2. 第 4.16 条 高度な衛生状態にある馬群 (HHS) 及び専門家会合の報告書 一般的なコメント及び照会
- 1) コード第4.16 章へのコメント

第4.16章

高度衛生状態にある馬群

第 4.16.1 条

総則

本章は、その安全な一時的輸入、その後の移動及び通常所在国への返送を円滑化する目的で、サラブレットの競走(競馬)を含む馬術競技で競技するために国際的に移動し、獣医当局が証明する高度な衛生状態にある馬の*亜集団(馬群)*を確立することを勧告するものである。

陸生コードの目的においては、当該*馬群*は、第 4.4 章の規定に従い、高度衛生状態に ある馬群とは、OIE リスト特定の疾病群に関して独自の衛生状態にあり、第 4.4 章の 規定に従って、当該特定*馬群*内の馬と他のすべての馬とを常時機能的に分離し、それ を維持する文書化した衛生管理業務及び衛生管理(バイオセキュリティ)措置の適用 によって確立される<u>たものをいう</u>。

理由

「特定の疾病群」とは、原則として OIE リスト疾病である、11 の馬の疾病並びに7つの複数動物種の疾病、即ち、炭疽、馬の脳脊髄炎、狂犬病、日本脳炎、スーラ、野兎病及びウエストナイル熱とすべきであり、冒頭でこれを明確に定義すべきである。

2) コード第4.16章の明確化

次の文書の位置づけ及び加盟国に提示し、完結(採択)する予定。

- (i) 第 4.16.2条の第 3項の a) の「国際獣医証明書」
- (ii) 第 4.16.2条の第 3 項の c) と d) と、第 4.16.3条の第 2 段落の「国際衛生管理計画」
- (iii) 第 4.16.3 条の第 2 段落の「OIE の衛生管理指針」

我が国は、上記(i)の案は附属書 XXII E として提示されているが、これ以外の文書は、 提示されていないと認識している。

3) 特別専門家会合報告書へのコメント

我が国は、特別専門家会合報告書へのコメントを直接加盟国に要請することは不適切であると考える。すなわち、用語、手順案及び根拠がいずれもよく定義されず、かつわかりやすく提示されていないため、混乱を生ずることが想定されるためである。

このため、我が国は、附属書 XXII D 及び XXII E を含む、これら報告書の原文に特定のコメントを付す権利を留保し、代わりに次の事項の明確化を求める。

- (i) 次の用語の定義。すなわち、附属書 XXII D の「高度衛生状態にある馬(亜)群及び高度な衛生状態にあり能力の高い馬の管理の手引き」に出てくる「HHS 飼養施設」及び「HHP 厩舎又は施設」。両者の物理的関係を示し、見てわかる概念図が必要であろう。
- (ii) 附属書 XXII A の特別専門家会合の 2014 年 6 月の報告書の第 9 頁の次の 文書の位置付けと予定、各文書間の関係
 - a. 「運用手引き又は指針」
 - b. 「HHP の決定的に重要な6疾病」
 - c. 「HHP 馬の管理便覧」

- d. 「HHP 証明指針」及び
- e. 「EDFZ 宣言の手引き」
- (iii) 附属書 XXII A の特別専門家会合の 2014 年 6 月の報告書の第 9 頁に記述された「HHP の決定的に重要な 6 疾病」の定義

「高度な衛生状態にあり能力の高い(HHP)馬の決定的に重要な6疾病が、アフリカ馬疫、ベネズエラ馬脳脊髄炎、馬の伝染性貧血、鼻疽、馬インフルエンザ及び馬ピロプラズマ病を意味するのであり、これら疾病の既知の衛生状態又は管理措置が HHP 馬になるために必要とされるのであれば、<u>我が国は少なくとも、0IEリスト疾病のこれ以外の12疾病について、どのように、かつ、なぜ除外された</u>のか疾病毎の説明を必要とする。

<u>とりわけ、我が国は、現状、馬ウイルス性動脈炎及び馬ピロプラズマ病検査陰性</u> の馬だけを受け入れている。

最後に、国内の競走馬の協会と議論したところ、我が国(政府)は、競走馬が一時的な休息と調整のために、繁殖馬が同居しうる牧場などへ頻繁に移動することから、本手順案を適用することが困難であると知らされた。我が国は、OIE に対して、概念を具体化するにあたって、国際馬術連盟及び国際競馬統括機関連盟が、各加盟国の機関と良く協議するよう働きかけることを要請する。

3. 利用者の手引き

A. はじめに

1) 0IE *陸生動物衛生コード*(以下、*陸生コード*という。)は、世界規模での陸生動物の 健康、公衆衛生及びアニマルウェルフェア<mark>並びに獣医公衆衛生</mark>の向上のための基準 を規定する。この手引きの目的は、*陸生コード*をいかに使用したらよいかに関し、 0IE 加盟国の獣医当局に助言することである。

理由

我々は、OIE が獣医公衆衛生の向上のため最大限の努力をしていると認識しているが、 '獣医公衆衛生'は、公衆衛生の向上に対する獣医師の貢献に関連する学問、研究、教 育及び行政の一領域であることから、陸生コードは、'獣医公衆衛生'のような狭い領 域ではなく、もっと広く公衆衛生の向上を対象としている。*陸生コード*は、'獣医公衆 衛生'の向上、とりわけ動物に由来する食品の安全性を向上させることによる公衆衛生 の向上を目的としている。

3) 0IE 基準は、最新の科学技術情報に基づいている。正しく適用された場合には、それは、動物及び動物産物の生産、及び貿易及び使用の間、動物の健康、公衆衛生及

び<mark>アニマル</mark>ウェルフェア<mark>並びに獣医公衆衛生</mark>を保護する。

理由

役用馬のウェルフェアに関する章の草案は、動物及び動物産物の生産及び貿易の間では ないアニマルウェルフェアを対象としている。

OIE 基準は、上述と同じ理由から'獣医公衆衛生'は保護できないが、動物によるリスクから公衆衛生を保護することはできる。

4) 特定の物品の輸入に係る特定の病因又は物品に関する章、条文又は勧告が<u>陸生コードに</u>ない場合にはということは、獣医当局がは、陸生コードに従い実施されるリスク<mark>アナリシス評価</mark>に基<mark>くづき、</mark>適切な動物衛生措置及び入手可能な適切な情報に基づく暫定的な動物衛生措置を適用するものとするしてはならないということを意味しない。

理由

利用者の手引きは、利用者に優しくあるべきである。英語を母国語とする国を除く加盟国にとって、二重否定の英文を理解することは難しいことである。すべての加盟国によるコードの正しい理解を促進するため、可能な限り、二重否定文は避けるべきである。

陸生コードは、法的拘束力がないものであり、概して、貿易関連の基準を'ある物の輸入に係る勧告'の形で規定している。我が国の提案文は、より限定的であり、加盟国に とって理解しやすいものである。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1Aの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)第5条の1によれば、WTO 加盟国は、リスクアナリシスではなく、リスクの評価に基づき適切な衛生植物検疫措置をとることができる。陸生コードの用語解説によると、リスクアナリシスとは、危害の同定、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションによって構成される手順を意味する。WTO 加盟国は、動物衛生措置を適用する前にリスクコミュニケーションを実施しなければならない必要性は必ずしもない。

SPS 協定第5条の7によれば、WTO 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置をとることができる。0IE コードは、SPS 協定上の加盟国の権利を侵害すべきではない。

B. *陸生コード*の内容

4) 第2部の章の基準は、特定の物品に係る特定の病因に関する OIE の勧告貿易基準がない場合の リスク評価を含む 輸入リスクアナリシスの実施において、輸入国を手引きすることを意図している。輸入国はまた、 <mark>既存の OIE 貿易基準 陸生コードの</mark>勧告より厳しい輸入措置を正当化するため、 これらの第2.1章の基準を活用することができる。

理由

WTO 加盟国は、OIE 基準がない場合には、上述と同じ理由によって、リスク評価のみ実施する必要がある。

OIE 加盟国は、特定の OIE 基準が 'OIE 貿易基準'に当たると、その見た目から同定することができない。OIE 陸生コードは、概して、貿易関連の基準を'ある物の輸入に係る勧告'の形で規定していることから、我が国の提案文は、より限定的であり、加盟国にとって理解しやすいものである。

5) 第3部の章の基準は、獣医サービスの設立、維持及び評価を意図し、獣医法令及びコミュニケーションを含んでいる。これらの基準は、陸生動物の健康及びウェルフェア並びに<u>陸生動物に関連する</u>獣医公衆衛生の向上という目的を達成し、その国際動物衛生証明書の信頼を確立し、維持するため、加盟国の獣医サービスを支援することを目的にしている。

理由

Aの1に関する理由を参照されたい。

6) 第4部の章の基準は、病原体の予防及び管理のための措置の実施を意図している。 この部の措置(<u>The</u> measures)には、動物個体識別、トレーサビリティ、地域別 政策、区画化政策、死亡動物の廃棄、消毒、殺虫(disinsection <u>disinsectisation</u>) 及び一般衛生予防措置が含まれる。<u>当該</u>章の中には、動物の精液及び受精卵の採取 及び処理に適用される特殊な衛生措置を取り扱うものもある。

理由

修辞上の修正

10) 第8部から第15部のそれぞれの章の基準は、0IE リスト疾病<mark>、感染又は外寄生</mark>の病

因の輸入国への侵入予防を意図している。当該基準は、貿易される物品の性質、輸出国、地域又はコンパートメントの動物衛生ステイタス及び各物品に適用可能なリスク削減措置を考慮しているに基づき作成されている。

これらの基準は、当該病原体が、輸入国に存在していない又は管理若しくは撲滅プログラムの対象であるかのいずれかであることを想定している。第8部から第15部のそれぞれは、当該病原体の宿主に関連している。すなわち、ミツバチ科、鳥類、ウシ科、ウマ科、ウサギ科、ヤギ亜科及びイノシシ科などの科の複数の種又は一つの種である。当該章の中には、世界的に懸念される感染症の予防及び管理のための特殊な措置を含んでいるものもある。OIEは、各OIEリスト疾病の一章を包括することを目指しているものの、今のところ、すべてのOIEリスト疾病が、個別の章によって取り扱われているわけではない。これは、入手可能な科学的知見及び世界議会が定めた優先順位に応じて進められる進行中の作業である。

理由

用語解説によると、'リスト疾病'とは、OIE 総会で合意された、第 1.2 章に掲げる伝達性疾病のリストをいう。第 1.2.3 条によれば、第 1.2 章の OIE リストには、オーエスキーウイルス感染及びミツバチのアカリンダニ外寄生等感染及び外寄生が含まれている。したがって、OIE リスト疾病の概念には、感染及び外寄生が含まれる。

人格を持たない'基準'が、何かを考慮することはできない。

鳥類及びヤギ亜科は、それぞれ綱及び亜科の名称であって、科の名称ではない。

C. 具体的論点

2) 診断検査及びワクチン

<u>陸生コード</u>の具体的な診断検査及びワクチンを使用<u>する場合に</u>は、0IE <u>陸生動物の</u> <u>診断検査及びワクチンマニュアル</u>(以下、<u>陸生マニュアル</u>という。) <u>のを</u>参照<mark>がし</u> <u>で使用することが</u>勧告される。第1.3章には、<u>陸生コードが検査手順を勧告している場合に使用できる勧告される</u>0IE リスト疾病の<u>所定又は代替の</u>診断検査をまとめた表が規定されている。疾病の診断及びワクチンの生産を所掌する専門家は、<u>陸生マニュアル</u>の基準に十分精通しているものとする。</mark>

理由

修辞上の修正及び第1.3章に基づく明確化

3) 予防及び管理

第4.5 章から第4.11 章は、動物の精液及び受精卵を採取及び処理(極微操作及びクローン技術を含む)する間に、とりわけこれらの物品を貿易する場合の動物衛生上のリスクの予防を目的に実施されるべき措置を規定する。当該措置は、主として0IE リスト疾病又は感染に関連するものであるが、一般的基準は、すべての衛生リスクに適用される。さらに、第4.7章には、加盟国への情報として、<mark>リストに掲げられた疾病ではない0IE リスト疾病に含まれない</mark>疾病が含まれを対象とし、そこにその旨記載されている。

第 4.14 章は、蜂の疾病管理の具体的論点及びその貿易上の意義を取り扱う。この章は、第 9 部の個別蜂疾病の章と組み合わせて読まれるものとする。

第 6. 4 章は、集約的家きん生産における一般的なバイオセキュリティ措置の実施を 意図している。

第6.5章は、<u>OIE リスト疾病に含まれないが食品媒介病原体である</u>家きんにおける 非リスト食品媒介病原体である サルモネラに対する農場での特異的な予防及び管 理計画の一例に係る勧告を提供する。

理由

Bの10に関する理由を参照されたい。

'OIE リスト疾病'の用語は、用語解説の中で明瞭に定義されており、加盟国にとってより理解しやすいものであることから、'リストに掲げられた疾病'又は'非リスト'よりも望ましい。

第 6.5 章は、家きんにおける*サルモネラ*に対する農場での特異的な予防及び管理に関し、 単なる一例ではなく勧告を提供している。

4) 貿易条件

国際貿易に関連する動物衛生措置は、それがある場合には、0IE の基準、指針又は動告、とりわけ陸生コードの中の特定の物品の輸入に関する特定の病原体に係る勧告に基づくものとする。加盟国は、科学的に正当な理由がある場合には、陸生コードが勧告するものの勧告よりも貿易制限的又は非制限的な条件下で、動物又は動物産物のその領土内への輸入を認めることができる。しかしながら、より貿易制限的な措置でれるとおり、お井田とので、本井田とので、輸入国は、第2.1章に規定されるとおり、0IE 基準陸生コードに従い、リスクアナリシス評価を実施するものとする。WTO の

加盟国は、<u>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定</u>附属書1Aの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)を参照するものとするに従わなければならない。

第 5.1 章から第 5.3 章は、国際貿易における輸入国及び輸出国の義務及び倫理的責任を規定する。獣医当局及び、国際貿易に直接関与するすべての獣医師は、これらの章に精通するものとする。第 5.3 章は、DIE による非公式<u>紛争</u>調停のガイダンスを含む SPS 協定に関連した DIE の手続きを規定する。

0IE は、病原体特異的な衛生措置を課さなくとも、問題の病原体の当該<u>輸出</u>国又は地域におけるステイタスにかかわりなく、貿易に関し安全だとみなされる<u>安全</u>物品をリストとして掲げる条文が、第8部から第15部の個別疾病章の冒頭に含まれることを目指している。これは進行中の作業(a work)であり、<u>当該</u>章の中には、安全物品を掲げる当該 条文がまだ包含されていないものもある。当該章に安全物品のリストがある章では場合には、輸入国は、その物品に対し、問題の病原体に関する貿易制限を適用しないものとする。

理由

修辞上の修正並びに SPS 協定及び各関連章に基づく明確化

'基準'と'勧告'の用語が、明確化されることなく、文中に混在している。それが加盟国に混乱をもたらす場合もある。貿易関連の基準は、概して、'ある物の輸入に係る勧告'の形で規定されていることから、'陸生コードの中の勧告'の表現が望ましい。

0IE の勧告よりも貿易制限的ではない措置の輸入国による適用には、問題の病原体の世界的なまん延につながる潜在的なリスクがある。たとえ SPS 協定上適用可能であったとしても、0IE は、その設立目的の観点から、それを奨励するべきではない。加盟国は、0IE の基準を遵守するべきである。

5) 国際動物衛生証明書

国際動物衛生証明書(An iInternational veterinary certificates is are) は、輸出国(an exporting country countries の獣医当局(Veterinary Authority Authorities が、第5.1章及び第5.2章に従い作成発行する公的書類(an official documents)である。当該証明書は、輸出された物品(commodity commodities)の当該動物衛生条件及び、適宜、公衆衛生条件を列記している。輸出国の獣医サービスの質は、貿易相手国に対し、輸出された動物及び動物産物の安全性に関する保証を提供する上で、不可欠である。これは、動物衛生証明の規定に対する獣医サービスの倫理的アプローチ及びその通報義務の遵守に係るその履歴を含んでいる。

国際動物衛生証明書は、<mark>動物及び動物産物の</mark>国際貿易の土台を支え、輸入国

(countries)に対し、輸入された動物及び動物産物の衛生状態に関する保証を提供する。所定の当該措置は、輸出及び輸入の両国の衛生ステイタスを考慮するものであるが、及び陸生コードの基準に基づくき規定されるものとする。

理由

修辞上の修正及び用語解説に基づく明確化

用語解説によれば、国際動物衛生証明書とは、第 5.2 章の規定に従い発行され、輸出された物品が満たした動物衛生及び/又は公衆衛生上の条件を記載した証明書を意味する。

人格を持たない'措置'が、何かを考慮することはできない。

a) <u>当該輸入国は、</u>当該輸入国が自国の衛生ステイタスを理由に、それからの保護を求めることが正当化される疾病<mark>、感染又は外寄生</mark>をリスト化することをものとする。輸入国は、自国の領土内で発生しているものの公的管理プログラムの対象ではない疾病に関し、措置を課さないものとする。

理由

修辞上の修正

第 2 文は、'疾病'の用語には感染及び外寄生が含まれるとの前提で書かれている。第 1 文は、第 2 文と整合するべきである。

c) 国際動物衛生証明書を準備する場合には、当該輸入国は、用語解説で定められた定義に従い、用語及び表現を使用するよう努めるものとする。第5.2.3条に述べられているとおり、国際動物衛生証明書は、輸入国による条件の誤解を避けるため、<u>簡</u>単で、曖昧さがない、可能な限り容易に理解できる用語を使用して簡単に保持さ書かれるものとする。

理由

修辞上の修正及び第5.2.3条に基づく明確化

6) 輸入者及び輸出者に対するガイダンス・ノート

獣医当局が輸入者及び輸出者が貿易条件を理解する(<mark>in</mark> understand<mark>ing</mark>)のを支援

する 'ガイダンス・ノート'を準備することが、勧告される。このノートは、輸出前後及び輸送及び積卸の間に適用される措置並びに関連する法的義務及び作業手順を含む、当該貿易の条件を確認し、説明するものとする。当該ガイダンス・ノートは、その仕向先まで当該積送品に添付される衛生証明国際動物衛生証明書に包含するすべての詳細事項に関し、助言を与えるを規定するものとする。輸出者はまた、必要に応じて、動物及び動物産物の航空輸送に適用される国際航空運送協会のルールに気付かされるを参照するものとする。

理由

修辞上の修正及び明確化

IATAのルールは、空路輸送のみ適用される。

4. 第5.1章 証明に関する一般的責務

第5.1.2条

輸入国の責務

1) 国際動物衛生証明書(certificates) に含まれる輸入条件は、当該輸入国に持ち込まれる物品が OIE の貿易関連基準を遵守しているに基づき輸出された。ことを保証するものであるものとする。輸入国は、OIE の当該関連基準で勧告されるものの勧告にその条件を精密に調整する基づかせる。ものとする。そのような基準勧告がない場合又は当該国が、OIE の基準よりも厳しい措置を必要とする保護の水準を選択決定する場合には、それらは輸入リスクアナリシス評価に基づくものとする。

理由

修辞上の修正及び SPS 協定に基づく明確化

'条件'の名詞は、あなたが必要とする又は要求するものを意味する。したがって、輸入条件は何かを保証することはできない。

SPS 協定第3条の1によれば、WTO 加盟国は、自らの SPS 措置を国際基準に基づかせなければならないが、それを遵守する又はそれと精密に調整する必要はない。

SPS 協定第5条の1によれば、WTO 加盟国は、リスクアナリシスではなく、リスク評価に基づき、適切な SPS 措置をとることができる。

5. 用語解説

用語解説

動物健康管理

<u>とは、動物の身体的及び行動上の健康並びにウェルフェアを最適化することを意図する</u> システムをいう。それは、病気、損傷及び治療の記録を適宜含み、疾病の予防、治療及 び管理並びに個別の動物及び*動物群*に影響する周辺状況を包括する。

飼料

<u>とは、加工されている、半加工されている又は生であるかにかかわらず、陸生の動物(蜂</u>を除く)に直接給餌されることを目的とする(単体又は複合した)物質をいう。

飼料成分

<u>とは、動物の食餌に対する栄養価の有無にかかわらず、飼料を構成する化合物若しくは</u> 混合物の一つの成分又は組成物をいい、飼料添加物を含む。成分は、植物(水生植物を 含む)又は陸生若しくは水生の動物由来物、又はその他の有機若しくは非有機の物質で ある。

理由

'動物健康管理'の用語は、陸生コードの2章(第7.9章及び第7.10章)の中ですでに定義されている。陸生コードの2以上の章で使用される重要な用語は、用語解説の中で定義されるべきである。当該文面は、役用馬のウェルフェアに関する第7.X章の草案の中でコード委員会が最近提案した文面とまったく同じである。

'飼料'及び'飼料成分'の用語は、2章(第6.X章草案及び第6.3章)の中で定義されることになる。当該文面は、豚群におけるサルモネラの予防及び管理に関する第6.X章の草案の中でコード委員会が最近提案した文面とまったく同じである。

6. 第3.2章 獣医サービスの評価

第 3. 2. 4 条

7. 獣医関連の法令、規則及び職務能力

b) 輸出及び輸入検査

i) 以下に関連する関連国家法令の妥当性及び施行の評価

(第3段落)

- 輸出入される動物、動物遺伝物質、動物産物、動物飼料その他獣医学的検査の対象となる産物の動物衛生、アニマルウェルフェア及び獣医公衆衛生上の管理

理由

アニマルウェルフェアに関連する輸入規制がWTO協定上正当化されるか否かは議論があり、WTOの場で議論すべきことであることから、OIEコードが、その国際的議論を予断するべきではない。

7. 第 6. X 章 (案) 豚の群における サルモネラの予防及び管理

第6. X. 1条

序論

非チフス性のサルモネラ症は、世界で最もありふれた食物媒介性細菌疾患の一つであり、サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムは、ほとんどの国で優勢な血清型として同定されている(which are identified as the predominant serotype)。

理由

修辞上の修正

第6. X. 2条

目的及び適用範囲

<mark>本章の目的は、</mark>食物媒介サルモネラ症の発生に立ち向かう<mark>土で<u>ため</u>、<u>豚の*肉*におけるサ</u> <u>ルモネラの存在削減のための</u>収穫前病原体削減方針<mark>を規定することである<mark>が、豚の*肉*に</mark> おける*サルモネラ*の存在削減の助けとなることができる。</mark></mark>

理由

本条に本章の目的が規定されていないことを理由とする修辞上の修正

第 6. X. 3 条

豚の群における サルモネラのサーベイランス

リスク評価によって正当化される場合には、豚の動物群でのサルモネラの発生及び分布を明確化する目的で、<u>陸生コード第1.4章に従い定期的な</u>サーベイランスが実施されるものとする。サーベイランスのデータは、管理プログラムの条件及び計画に係る意志決定において、所管当局の助けとなる情報を提供することになる。<mark>試料採取及び検査の方法、必要な試料の頻度及びタイプは、リスク評価に基き獣医サービスが決定するものとする。</mark>

理由

豚群におけるサルモネラの管理にとってサーベイランスは非常に重要であることから、 そのための具体的な基準が必要である。本章の目的は動物健康管理ではないものの、第 1.4章の動物衛生サーベイランスの具体的な基準が本章に適用できる。試料採取及び検 査の方法、必要な試料の頻度及びタイプも、第1.4章に従い決定される。

第 6. X. 4 条

定義

<mark>飼料とは、加工されている、半加工されている又は生であるかにかかわらず、陸生の動物とは、加工されている、半加工されている又は生であるかにかかわらず、陸生の動物(蜂を除く)に直接給餌されることを目的とする(単体又は複合した)物質をいう。</mark>

飼料成分とは、動物の食餌に対する栄養価の有無にかかわらず、飼料を構成する化合物 若しくは混合物の一つの成分又は組成物をいい、飼料添加物を含む。成分は、植物(水 生植物を含む)又は陸生若しくは水生の動物由来物、又はその他の有機若しくは非有機 の物質である。

理由

'飼料'及び'飼料成分'の用語は、2章(本章及び第6.3章)で定義されることになる。 *陸生コード*の 2章以上で使用される重要な用語は、用語解説の中で定義されるべきである。

第6. X. 5条

予防及び管理措置

第 6. X. 6 条から第 6. X. 14 条は、動物群段階での<mark>屋内豚生産に適用される</mark> サルモネラの 予防及び管理に関する勧告を規定する。豚*肉*の汚染は、*と畜*過程の間にとられる措置に よって減少させることができる。 *と畜場/食肉処理場*に導入される豚における サルモネラが減少することは、そのような措置の有効性を高めることになる。

理由

我々は、第 6. X. 18 条案の記述から、コード委員会は、屋内豚生産に適用される勧告を 規定することを意図していると推測している。

第6. X.6条

バイオセキュリティ措置

7) 豚舎、一般設備、輸送設備及び動物通路の清掃及び*消毒*手順。空になった後の豚舎の清掃及び消毒手順には、少なくとも、給餌機、給水器、床、壁、通路、房間の仕切り及び換気ダクト構造が含まれるものとする。すべての目に見える有機物は取り除かれ、その後に有効濃度の適切な消毒液消毒液で消毒されるものとする。消毒液消毒液は、第4.13章に従い使用されるものとする。

理由

- '消毒液'の用語は、用語解説の中で定義されていない。
- 8) げっ歯類、節足動物等の害獣・害虫管理の手段<mark>が講じられるものとし、</mark>及び有効性 を評価するため<u>実施される</u>定期的な検査<mark>が実施されるものとする</mark>。害獣・害虫の存 在が発見された場合には、管理できない数量に膨れるのを防止するため、時宜を得 た管理行動がとられるものとする。

理由

- 第1文は、文法上、名詞節であるべきである。
- 10) 当該*飼育施設*に進入するすべての職員及び訪問者に適用されるバイオセキュリティ措置。それには、手洗い並びに当該*飼育施設*から提供される清潔な衣服及び履物への着替えが含まれる。大規模農場における離れた*疫学単位*間での移動の場合にも

(when they move moving) 同様の予防措置が勧告される。

理由

分詞構文の主語は、主節と従属節の主語が一致する場合のみ省略可能である。

11) *輸送機関*及び、当該*バイオセキュリティプラン*でリスクとして同定される器具は、 当該飼育施設に入る前に清掃及び*消毒される*消毒される

理由

'消毒される'の用語は、用語解説の中で定義されていない。

第6. X. 7条

施設設計

豚の設備の適正な設計は、病原体の<mark>取り扱い及び</mark>管理を容易にする。

施設<mark>を</mark>設計<mark>するために</mark>は以下<mark>をが</mark>考慮<mark>するされる</mark>ことが勧告される。

- 1) <mark>野鳥及び野生げっ歯類の個体群に関し、</mark>他の<mark>家畜</mark>*飼育施設*の場所
- 8) <mark>野鳥、げっ歯類及び*野生生物</mark>野生化動物</mark>の侵入予防</mark>*
- 9) 豚舎又は飼料保管庫から離れた出荷及び収集ポイントの場所(Location<mark>s</mark>)

理由

我々は、'病原体の取り扱い (management)'と '病原体の管理 (control)'の意味の違いが理解できない。'病原体の取り扱い (management)'には、病原体の取り扱い (treatment)、輸送及び保管が含まれるとするならば、養豚農家は、普通、病原体の管理 (control) はするが、その取り扱い (management) は行わない。

人格を持たない'施設設計'が何かを考慮することはできない。

'飼育施設'の用語が動物が飼育されている建物と、'動物'の用語が哺乳動物、鳥類又は蜂と定義されていることを所与のこととすると、我々は、'野鳥及び野生げっ歯類の個体群に関し、他の家畜飼育施設'がどのような建物を意味しているのか理解できない。提案された飼育施設は、'野鳥及びげっ歯類の個体群に関し、哺乳動物、鳥類又は蜂が飼育されているその他の家畜の建物'となる。

げっ歯類及び野生化動物だけでなく、キツネ等他の野生動物の侵入予防もサルモネラの 管理には必要である。

第6. X. 8条

飼料

サルモネラに汚染した(Salmonella_contaminated)飼料及び飼料成分が、豚の重要な 感染源であることが知られている。したがって、飼料及び飼料成分は、適正製造規範<mark>に 従い</mark>、危害分析重要管理点(HACCP)の原則及び第 6.3 章<mark>に従うの</mark>勧告<mark>を考慮してに従</mark> い、製造、取り扱い、保管、輸送及び流通されるものとする。

サルモネラの効果的な管理のため、以下が勧告される。

- 1) 飼料及び飼料成分は、常時監視供給源に由来するものとする(should come)。
- 2) 加熱処理飼料<u>はが使用されものとし</u>、それには殺菌性又は静菌性処理薬(有機酸等)の添加が含まれる場合もある<u>が、それが使用されるものとする</u>。加熱処理が可能ではない場合には、静菌性若しくは殺菌性処理薬又は処理方法の使用が考慮されるものとする(should be considered)。
- 3) 飼料成分加工工場及び合成飼料工場の冷却システム及び粉塵管理は、飼料及び飼料成分のサルモネラ再汚染を防止するよう管理されるものとする(should be managed)。
- 4) 飼料は、サルモネラが残留しているおそれのある汚染物への被爆を予防する衛生的な方法で保管及び輸送されるものとする(should be stored)。
- 5) 野鳥及びげっ歯類が飼料に近づくのを防止するものとする(should be prevented)。
- 6) こぼれた飼料は、野鳥、げっ歯類その他の有害生物の誘引物を取り除く目的で、直ちに清掃されるものとする(should be cleaned)。

理由

修辞上の修正

第6. X. 9条

水

サルモネラの効果的な管理のため、以下が勧告される。

- 1) 飲用水の供給は、それがサルモネラ汚染物を含まないよう維持するため、監視及び管理されるものとする。
- 2) 貯水タンクは囲まれているものとする (are be closed)。
- 3) 送水システムは、定期的に清掃及び消毒されるものとする(is <u>be</u> regularly cleaned)。たとえば、'オールインオールアウト'システムでは、再充填前にこれが行われる(would occur)。

理由

修辞上の修正

第6. X. 10条

飼料組成

豚の動物群にサルモネラが存在する場合には、飼料の組成が、個別の豚におけるサルモネラの発生に影響する場合がある。サルモネラの効果的な管理のため、以下が勧告される。

- 4) 飼料は、きめ粗くひかれるものとする(should be)。
- 5) 飼料が小麦を基礎としている場合には、小麦の割合を下げることによって<u>ものとす</u>る。それによって、豚における*サルモネラ*の発生が低下する場合がある。
- 組くひかれた物質は、パレット型の飼料に添加することができるものとする。

理由

修辞上の修正

'粗くひかれた物質は、パレット型の飼料に添加することができる。'の文は、勧告の 形式ではない。

第6. X. 11条

豚の動線管理

豚の移動及び混合は、*サルモネラ*のまん延リスクを高める。*サルモネラ*の効果的な管理 のため、以下が勧告される。

- 1) 離乳から*と畜場*に向けた出荷までの豚移動及び豚の混合の回数は、最低限に抑えられるものとする (should be)。
- 2) 可能な場合には、<u>単一週齢グループ豚の</u> 'オールインオールアウト' 単一週齢グループ原則システムが使われるものとする。とりわけ、高齢グループから差し戻された豚の若齢グループへの追加は避けられるものとする。

理由

修辞上の修正

'オールインオールアウト'単一週齢グループ原則とは何なのか理解できない。当該原則にはなじみがなく、陸生コードの中で定義されていない。OIE コードは、国際基準であることから、明瞭に理解できる表現で書かれるべきである。

第6. X. 12条

新規豚の導入管理

*動物群*への交替豚の*サルモネラ*新規導入リスクを最小限に抑えるため、以下が勧告される。

- 1) *サルモネラ*の導入及び播種を最小限に抑える手段が確実に取られるようにするため、豚生産チェーンにそった良好なコミュニケーションがとられているものとする (is <u>be</u>)。
- 2) 新規遺伝物質<mark>のが</mark>精液のみに<mark>よる導入のよって導入される</mark>閉鎖*動物群*方針がとられるものとする。
- 3) 交替繁殖畜及び肥育豚の両方の個別導入元の数は、可能な限り少なくするものとする(are <u>be</u>)。
- 4) 新規導入豚は、他の豚の中に組み入れられる前の適切な期間、当該*動物群*のその他の豚から離して飼育されるものとする(are be)。
- 5) 交替繁殖豚は、当該*動物群*の状況と同じ*サルモネラ*状況*動物群*から<mark>の導入される</mark>ものとする。たとえば、*サルモネラ*清浄<u>農場</u>動物群</u>は、*サルモネラ*清浄動物群から交替動物を導入するものとする(should source)。又は、*サルモネラ*・ティフィムリウム等特定のサルモネラの血清型の清浄な<u>農場動物群</u>は、その血清型に感染した繁殖用動物群からの豚の導入を避けるものとする(should avoid)。

6) 導入豚の溜った糞便試料は、その*サルモネラ*状況を評価するため、適宜採取される ものとする(are <u>be</u> taken)。

理由

修辞上の修正

用語解説の中で、*動物群*が、人の管理下で一緒に飼育されている単一種類の多数の*動物* 又は群生する*野生動物*の集まりであると定義されていることを所与のこととすると、人格を持たない動物群が、何かを導入したり、何かを避けることはできない。法人格を持つ農場の方が望ましい。

第6. X. 14条

豚の治療

1) *抗菌剤*は、腸管内の正常細菌叢を変化させ、*サルモネラ*のコロニー形成の可能性を 高める場合がある。豚の<mark>臨床的</mark>*感染*を管理する目的で*抗菌剤*が使用される場合に は、第 6. 7 章、第 6. 8 章、第 6. 9 章及び第 6. 10 章に従い使用されるものとする。

抗菌剤は、その治療の有効性が限定されており、抗菌剤耐性発現の一因となる場合 があることから、豚の*サルモネラ*の不顕性*感染*の管理には使用されないものとす る。

理由

抗菌剤を不顕性感染の管理に使用すべきではないという考えを否定するものではない。 しかしながら、我々にはすでに抗菌剤の責任ある慎重な使用に関する OIE コード第 6.9 章があり、サルモネラが畜産分野における典型的な細菌であることを考えると、このような考え方は、第 6.9 章の中に反映することが望ましい。その場合には、第 1 段目が、第 2 段目の内容を含むことになる。

第 6.9 章だけが、抗菌剤の使用に関連する勧告を含んでいる。第 6.7 章は、国家の抗菌剤耐性サーベイランス及び監視プログラムの調和のためのものであり、第 6.8 章は、食料動物に使用される抗菌剤の量及び使用パターンの監視のため、第 6.10 章は、動物の抗菌剤の使用から生じる抗菌剤耐性のリスク評価のためのものである。

2) <u>サルモネラ感染に対する</u> ワクチン接種が、サルモネラ管理プログラムの一部として 使用される場合がある (a part a of Salmonella control programmes)。 サルモネ *ラ*ワクチン $\frac{\text{の製造及び使用は、$ *陸生マニュアル*第 2.9.9 章に従<u>い製造される</u>らとする。

理由

修辞上の修正及び明確化

当該ワクチンは、陸生マニュアル第 2.9.2 章ではなく、第 6.7 章及び本章に従い使用されるべきである。

第 6. X. 15 条

輸送

第7.3章の関連勧告が適用される。

理由

第7.3章だけでなく、第7.2章及び第7.4章の関連勧告も豚の輸送に適用されることは明らかである。それは、これらの章に明瞭に規定されている。しかしながら、本章の目的とアニマルウェルフェアの章の目的は異なっていることから、法理論の観点から、本章に相互参照を規定することは不適当である。第7.3章は、豚群におけるサルモネラの減少に貢献しない。

8. 第7. X章(案) アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム

第7. X. 5条

良好なアニマルウェルフェアに関する規定

- 1. 施設環境等のシステムの設計及び管理に関する推奨事項
 - c) 空気の性状

(第2段落)

適切な換気は、牛の効果的な放熱、ふん尿から発生するものを含む畜舎内の流出ガス(たとえば、アンモニア及び硫化水素)及び塵芥の産生を抑制する上で重要である。非開放型畜舎内のアンモニア濃度は、25 ppm を超えないものとする。 有益な指標は、空気の性状が人にとって不快である場合にことは、それは <mark>また牛にとっての</mark>施設の空気の性状の</mark>問題<mark>となる可能性が</mark>の有益な指標</mark>である <mark>ということである</mark>。

理由

修辞上の修正及び明確化

- 2. 飼養及び動物管理に関する推奨事項
 - a) バイオセキュリティ及び動物衛生
 - i) バイオセキュリティ及び疾病予防

本章においては、バイオセキュリティとは、特定の衛生状態下で動物群を 維持し、感染性病原体の侵入及びまん延を予防することを意図する一連の 措置をいう。

理由

コード委員会が提案している現在のテキストによると、'バイオセキュリティ'の用語 は、用語解説の中で定義されることになる。

ii) 動物健康管理

本章においては、動物健康管理とは、乳用動物群の身体的及び生態的な健康及びウェルフェアを最適化することを意図するシステムをいう。それには、疾病及び当該動物群に影響する健康問題(とりわけ、乳房炎、跛行、繁殖性及び代謝性疾病)の予防、治療及び管理が含まれる。

理由

'動物健康管理'の用語は、陸生コードの 2 章(第 7.9 章及び第 7.10 章)の中ですでに定義されている。陸生コードの 2 章以上で使用される重要な用語は、用語解説の中で定義されるべきである。

(第3段落)

<u>アニマルウェルフェア上重要な疾病について記録を収集し、監視するプロ</u> グラムが、国又は地域の段階で整備されるものとする。

理由

動物健康管理にとって、記録を収集し、疾病を監視することは重要である。我が国は、 本文を本章に戻すことを要望する。

9. 第7. X章 (案) 役用馬のウェルフェア

第7. X. 2条

適用範囲及び定義

本章は、<mark>以下の</mark>以下に規定する役用<mark>動物</mark>馬に適用する。

すなわち、<mark>役用馬とは、農作業、タクシー業務、建設及び観光を含む公共、営利又は家内活動において馬車、荷車又は農工業用具の</mark>牽引<mark>及び</mark>又は<u>人、農産物、木材その他の物の</u>運搬、収入産出並びに家庭内利用(非営利労働)</u>のために使用される馬、ラバ及びロバ<mark>であるをいう</mark>。競馬、スポーツ若しくは競技、レジャー乗馬又は研究で使用される馬は、含まれない。

<u>馬具とは、役用馬を制御し、荷馬車を引くときにはブレーキシステムとして作動し、しかるべき場所に積荷を固定し、取り付けた荷馬車又は農業用具に力を伝える目的で使用されるドライビングハーネスのすべての部品、サドル、頭絡及びはみをいう。</u>

理由

修辞上の修正及び本章前文案に基づく明確化。提案された元の文には定義が含まれていない。

'収入産出'は、役用馬の使用の間接的結果であって、役用馬を明確化しない。'家庭内利用'は、具体性が欠けている。

我が国が提案する馬具の定義は、本章の馬具装着に関する第7. X. 13 条の2でコード委員会が提案した文を元にしている。

第7. X. 3条

所掌及び能力

1. 獣医当局

*獣医当局*は、動物の健康及びウェルフェア<mark>措置</mark>の施行<mark>の確保及び監視のための責任</mark>

及び能力を有するを所掌する。役用馬の場合には、当該責任が、<mark>以下に掲げる及び 含まれる</mark>他の政府部局、地方政府当局、民間セクターの獣医師、非政府機関並びに 所有者及び利用者及び機関と分掌されている場合があるが、それは、農業及び運輸 を所掌するものに限定されてはいない。

理由

修辞上の修正及び明確化

獣医当局は、用語解説の中で、当該全領土における動物衛生及びアニマルウェルフェア措置、国際獣医証明並びに*陸生コード*のその他の基準及び勧告の実施の確保及び監視のための責任及び能力を有する*獣医師、*その他の専門家及び準専門家から構成される加盟国の政府当局と定義されている。

5. 非政府組織

非政府組織(NGO)及び政府間組織は、役用馬の役割を理解するものとし、それらが、<mark>役用馬の健康及びウェルフェアを擁護し、増進するための</mark>政策形成を支援する情報を収集し、提供し、<u>役用馬の健康及びウェルフェアを擁護し、増進</u>する上で役立つ場合がある。

理由

修辞上の修正

第7. X. 4条

役用馬のウェルフェアの基準及び測定指標

1. 行動

恐怖、沈鬱、痛み等馬の特定の行動(behaviour<mark>s</mark>)の有無が、*アニマルウェルフェア*上の問題を示唆している場合がある。痛みの指標となる不特定行動には、攻撃、不穏、興奮、動きへの抵抗及び頭を下げた姿勢がある。腹部、四肢及び歯の痛みに関し、(少なくとも馬については) その他の行動(behaviour<mark>s have has</mark>)がよく記録されている(Ashley et al., 2005)。行動は、<mark>ロバ、</mark>馬、<mark>及び</mark>ラバ<u>及びロバ</u>で異なっており(Behaviour<mark>s</mark> differ<u>s</u>)、各種類の動物の正常な行動を良く理解することが必要である。

<u>行動の中には、アニマルウェルフェア上の問題を指し示してはいるものの、特有な</u> 形で一つのタイプの問題を指し示しているわけではない場合がある。それが多様で 異なるウェルフェア上の問題を披露している場合もある。普段は活発で機敏な役用 馬が沈鬱、無関心、不活発及び嗜眠を示す場合には、それがウェルフェア上の問題 を示唆している場合もある。食餌又は飲水習慣の変化、とりわけ飼料摂取量の減少 が、ウェルフェア上の問題を指し示している場合がある。これはまた、歯科上の問 題、飼料の劣悪な品質又は飼料汚染の指標でもある。

役用馬では、その他多様な行動も観察される場合がある。

不快又は痛みを指し示す行動には以下のものがある。

- 頭の押し付け、厩舎内歩行、上体の揺り動かし、歯ぎしり、うなり声、食物落とし、通常の食物摂取の困難。このような行動が、疾病プロセス、腹部又は頭部の痛みを指し示す場合がある。
- <u>- 沈鬱、回転、蹄掻き、横腹を見る、起立困難、破壊行為、転がる。このような</u> 行為が、腹部その他の不快を指し示す場合がある。
- <u>- 地面又は寝わらのかき回し。このような行動が、疾病プロセス、腹部の痛み、</u> 栄養不良を指し示す場合がある。
- <u>- 体重移動、蹄掻き、動きに対する抵抗又は異常な動き。このような行動が、肢、 蹄又は腹部の痛みを指し示している場合がある。</u>
- 頭部の揺さぶり又は頭部接触からの回避。このような行動が、頭部、耳又は目 の不快を指し示している場合がある。
- <u>- かく及びこする。このような行動が、皮膚の問題、寄生虫を指し示している場合がある。</u>
- <u>一 落ち着かない、興奮及び不安、動きに対する不屈の姿勢及び抵抗、頭を下げた姿勢、凝視及び膨らんだ鼻腔、固く結ばれた口、取り扱いに対する攻撃及び抵抗。</u> 口バでは、これらの行動は、よりとらえにくくで、認識されない場合がある。
- <u>ー 鳴く、転がる、腹部を蹴る、横腹を見る、筋肉の伸展。ロバでは、遅鈍及び沈</u> <u>鬱</u>
- 一体重移動、肢部の防御、異常な体重の分配、爪先立ち、肢浮かし及び肢の交替、 異常な動き、動きに対する抵抗。これらの徴候は、ロバでは、よりとらえにくく、 横臥が繰り返し発現することが、より良く指し示すと報告されている
- <u>一 頭部及び歯の痛み:頭部の揺さぶり、異常なはみ行動、不自然な食餌行為(食欲不振、吐き出し、食物隠し)(Ashley et.al., 2005)</u>

恐怖又は不快を指し示す行動には以下のものがある。

- とりわけ、取扱者又はその取り扱いに関連した物体が近づく場合の人の回避
- 牽引若しくは輸送に使用されることに対する役用馬の抵抗又はとりわけ装備

装着若しくは積載請負時の休止及び攻撃的行動

理由

我が国の提案文は、本章の第 7. X. 10 条でコード委員会が提案したものを元としているが、修辞上の理由及び明確化のため、修正されている。'分泌物'及び'自傷による擦過傷'は、行動ではないので、元の文から削除されている。'痛み'もまた行動ではないので、関連文は、修辞的に修正されている。

5. 外観

外観の観察は、しばしば<u>動物の</u>健康及びウェルフェアの徴候を提供する(will often provide<u>s</u>)。 <u>役用馬の</u>ウェルフェアが危うい状況にあることを示唆しているおそれのある外観の特性には、以下のものがある。

- 異常な<mark>行動、</mark>姿勢<mark>及び歩様</mark>

理由

・異常な姿勢 '及び '歩様'は、他の測定指標、それぞれ行動(第1項)及び跛行(第8項)に含まれる。

6. 取り扱い時の反応

人と動物との劣悪な関係が、不適切な取り扱いにつながる場合がある。これには、 鞭、杖の使用等による不適切な駆り立て及び保定方法が含まれ、これが恐怖や苦痛 につながるおそれがある。指標には、以下のものがあるかもしれない。

- 不適切な取り扱いから生じた動物への損傷

理由

'損傷'は、動物の状態であり、外観(第 5 項)の指標であって、不適切な取り扱いに対する反応ではない。

7. 管理業務による合併症

(第2段落)

焼き入れ、鼻腔切断、口蓋腫切除、創傷につける有害物質等 "管理業務"の中には、

根拠に基づかず、本来的にウェルフェアアニマルウェルフェアにとって悪いものがあることに留意することが重要である。 <mark>焼き入れ、鼻腔切断、口蓋腫切除及び創傷</mark> に付ける有害物質に関し、その根拠とされているものは、劣悪なウェルフェアの指標として認定されるべきである。

理由

本条は、*アニマルウェルフェア*の勧告ではなく、指標を規定することになっている。また、"管理業務"は、*アニマルウェルフェア*を損なう活動であって、劣悪なウェルフェアの指標ではない。

(第3段落)

馬は、2つの理由から蹄鉄を付けられる。すなわち、蹄の傷の予防及び生産成績の 向上である。多くの馬は、蹄鉄なしでもうまく対応するものであり、それがうまく 対応しているのであれば、ほとんどの場合、蹄鉄を付けないのが最善である。しか しながら、劣悪な蹄管理及び蹄鉄術が、役用馬を損傷又は感染を受けやすくしてお り、それが蹄の大きさ、形及び機能の変化に結び付いている場合もある。未治療の 蹄の異常が、歩様及び体重負荷の変化による、当該肢の他の部分の長期的問題を生 み出す場合がある。

理由

我が国の提案文は、本章の蹄鉄術に関する第 7. X. 13 条のコード委員会の提案文を元としている。

8. 跛行(歩様)

跛行は、伝統的に、馬の歩様の変質と定義されている。また、跛行は、姿勢又は作業能力の変化として顕在化する場合がある。これらの異常は、首、鬐甲、肩、背中、腰部、臀部、肢又は蹄の痛みによって引き起こされる場合がある。当該問題の原因を同定することは、適切な治療にとって不可欠である(AAEP, 2014)。跛行又は歩様の異常は、*獣医師*に呈される役用馬の最も一般的な症状である。役用馬の 90 から 99 パーセントは、<u>蹄の形態異常、蹄繋軸、破折等の</u>蹄肢の問題を抱えているかもしれない(Burn et al., 2010; Pritchard et al., 2005)。

そのような問題の指標には、以下のものがあるかもしれない。

- 蹄の形態異常

<mark>ー 不均衡な体重負荷</mark>

- 蹄繋軸及び破折

<mark>ー 跛行等級:様々な歩様又は跛行評価システムが存在する。その一例は、アメリ</mark> カ馬臨床獣医協会(AAEP)のものである。

当該評価は、ゼロから5までの等級があり、認知可能な跛行がないものをゼロ、最 もひどいものを5としている。

0:いかなる状況においても跛行が認知されない。

1:状況(たとえば、乗馬中、輪乗り、急勾配、固い地面等)にかかわらず、跛行 を観察することが困難で、一貫して現れるわけではない。

2:歩行中又は直進の速足時には、跛行を観察することが困難だが、ある状況(た とえば、荷重運搬中、輪乗り、急勾配、固い地面等)では一貫して現れる。

3:あらゆる状況で速足時に、跛行を一貫して観察することができる。

4:歩行中、跛行が明らかである。

5:跛行が、最小限度の体重負荷を生じさせている。

理由

蹄の形態異常並びに蹄繋軸及び破折は、蹄肢の問題の指標ではなく、問題そのものである。

不均衡な体重負荷は、蹄肢の問題の指標であるが、跛行の指標ではない。当該項は、蹄 肢の問題の指標ではなく、跛行の指標を規定することになっている。

様々な跛行評価システムがあることから、OIE コードが、あたかもそれが OIE が認定した国際基準であるかのごとく、ある特定の評価システムを例示するのは不適切である。また、跛行等級は、必ずしもアニマルウェルフェアの問題の程度と比例しないことから、本章の目的において、本条に評価等級を規定する必要はない。

9. 労働への適合性

労働への適合性は、肉体的に健全で健康な状態又は状況において<u>として</u>、とりわけ、 うまく労働を遂行するための訓練及び適切な栄養の結果として、規定される (Saunders Comprehensive Veterinary Dictionary, 3rd. Elsevier)。

それに要求される労働を<mark>馬<u>役用馬</u>が遂行できない<u>ことを知る</u>指標には、高温ストレスの存在、跛行、貧弱な体型又は体重減少、馬具による創傷(harness-related</mark>

wounds)、たとえば馬具及び装備装着に対する回避反応などがある。

理由

修辞上の修正及び明確化

第7. X. 6条

栄養、給餌及び給水

(第7段落)

表現型質の測定指標:<u>行動、<mark>死亡及び</u>罹病<mark>率</mark>、<u>死亡、行動、体重及び</u>体型<mark>の変化</mark>、<mark>労働 への適合性、外観(脱水症状(飲水行動によって測定される<u>脱水症状</u>)、<mark>労働への適合</mark> <u>性高温ストレスの</u>徴候</u></mark></mark>

理由

本章の第7. X. 5 条によると、各勧告の表現形質の測定指標は、本章第7. X. 4 章に由来することになっている。

'死亡及び罹病率'、'体重の変化'及び'高温ストレスの徴候'の測定指標は、本章第7. X. 4 章に記載されていない。'脱水症状'は、外観の特性の一つである。

陸生コードの利用者の利便性のため、測定指標と本章第7. X. 4章の項の順番は同じであるべきである。

第7.X.7条

収容場所<u>及び<mark>:家屋内収容、作業場の収容場所、環境上の配慮、捕食者</mark>他の動物</u>からの 保護

理由

タイトルの簡素化及び明確化

1. 高温ストレス

高温ストレスは、高温多湿の環境でしばしば作業する役用馬にとってありふれた状態であり、*家畜飼養管理者*は、高温ストレスが課すリスクに通じているものとする。 馬役用馬の所有者及び取扱者家畜飼養管理者は、十分な飲用水と共に適切な日陰又 は収容場所を提供することによって、 されをいかにして<mark>防止対処</mark>するかに通じているものとする。 それには、十分な飲用水と共に適切な日陰又は収容場所を提供が含 まれる (The Brook, 2013)。獣医学的支援をすぐに得ることができない場合<mark>があることからには、高体温症の有効な治療に関し、所有者及び*家畜飼養管理者*はが</mark>訓練を 受けていることもあるるものとする。

<u>高温ストレスを受けていることを示唆する行動には、呼吸数及び努力呼吸の増加、 怒り鼻、頭の動きの増加及び環境に対する応答の欠如が含まれる(Pritchard *et al.*, 2006)。</u>

表現型質の測定指標: <mark>主に</mark>行動<mark>上のもの、以下を含む: 呼吸数及び努力呼吸の増加、</mark> 怒り鼻、頭の動きの増加及び環境に対する応答の欠如(Pritchard *et al.*, 2006)

理由

高温ストレスを防止することは、とりわけ熱帯諸国では、実際上不可能である。

本章第7.X.5条に従い、本条は、所有者の訓練に関する事実ではなく、勧告を規定するべきである。

'呼吸数及び努力呼吸の増加'、'怒り鼻'、'頭の動きの増加'及び'環境に対する応答の欠如'本章第7. X. 5 章に規定される表現形質の測定指標ではなく、高温ストレスを受けていることの指標である。

2. 低温<mark>ストレス</mark>

極端に低温な天気条件が、<mark>役用</mark>馬のウェルフェア、とりわけ新生仔、若齢動物その他身体的欠陥のある馬のウェルフェアにとって深刻なリスクとなる場合には、それからの保護が与えられるものとする。そのような保護は、天然又は人工の収容構造物によって提供できる場合もある。低温からの保護への対処を目的とするあまり、換気又は空気の質が損なわれることがないよう確保するため注意が払われなければならないるものとする。 後見して、低温の天気の間、当該馬が適切な飼料及び水を摂取できるよう確保するものとする。

低温ストレスを受けていることを示唆する行動には、密集が含まれる。

表現型質の測定指標:<mark>行動、</mark>死亡<mark>率</mark>、外観<mark>(、</mark>異常姿勢)、密集を含む行動

理由

本章第7. X. 2条に従い、本章は、牽引及び運搬、収入産出並びに家庭内利用(非営利労働)のために使用される役用馬に適用される。新生仔、若齢動物その他身体的欠陥のある馬は、アニマルウェルフェアの観点から、そのような労働に使用されるべきではない。

したがって、これらは、役用馬の定義に当てはまらず、本章の対象にならない。

'密集'は、本章第7. X. 5 章に規定される表現形質の測定指標ではなく、低温ストレスを受けていることの指標である。'異常姿勢'は、外観の特性の一つである。

捕食者及び損傷に対するからの保護

良い収容施設は、<u>役用</u>馬が<u>は、捕食者及び</u>自由に歩き回る場合に良く起こる<mark>捕食者 及び</mark>交通事故から、<mark>馬の</mark>安全<mark>をが</mark>保全<mark>する必要があるされるものとする</mark>。役用馬が 他の家畜<u>有角牛</u>と一緒に収容される場合には、<mark>有角牛<u>その角</u>による損傷から馬を保 護するための注意が払われなければならないるものとする。</mark>

表現型質の測定指標:<mark>行動、</mark>罹病(損傷率)<mark>、及び</mark>死亡<mark>率</mark>、外観<mark>、行動</mark>

理由

本章第7. X.5条に従い、本条は、勧告を規定するべきである。

第7. X. 8条

<mark>バイオセキュリティ及び動物健康管理疾病及び損傷管理:風土病、感染性疾病、労働関</mark> 連<u>創傷及び損傷、防疫指針、衛生サービスの</u>供給

理由

タイトルの簡素化及び明確化

1. バイオセキュリティ<mark>プラン及び疾病予防</u></mark>

本章においては、バイオセキュリティとは、ある馬群を特定の衛生状態に維持し、 感染性病原体の侵入及びまん延を予防することを意図する一連の措置をいう。<mark>バイオセキュリティプラン</mark>は、当該馬群又は動物群にとっての望ましい可能な最善の衛生状態、入手可能なリソース及び社会基盤並びに及び現在の疾病リスク疾病リスク</u>に相応して、また OIE リスト疾病の場合には、陸生コードに見られる関連の勧告に従い、計画、及び維持されるものとする。当該バイオセキュリティプランバイオセキュリティプランは、病原体のまん延に係る以下の主要な感染源及び感染経路の管理に取り組むものとする。

- a) 馬
- b) その他の動物及び疾病のベクターベクター

- c) 人
- d) 設備(馬具、取り扱い及び手入れ用器具、飼料用品等)
- e) 輸送機関*輸送機関*
- f) 空気
- g) 給水
- h) 飼料

表現型質の測定指標:罹病<mark>率</mark>、死亡<mark>率、<mark>繁殖効率、</mark>体型<mark>の変化</mark></mark>

理由

アニマルウェルフェアと乳用牛生産システムに関する第7. X 章との整合性

コード委員会が提案している現在のテキストによると、'バイオセキュリティ'の用語は、用語解説の中で定義されることになり、'バイオセキュリティプラン'、'疾病'、'リスク'、'ベクター'及び'輸送機関'は、すでに用語解説の中で定義されている。

本章第7. X. 4 条によれば、'繁殖効率'は、役用馬のウェルフェアの表現形質の測定指標ではない。

2. 動物健康管理

<u>健康を害した動物は、幸福度が低下した状態に必然的にあることから、健康は、動物のウェルフェアの主要な構成要素である。健康は、以下によって評価される場合がある。</u>

動物健康管理とは、役用馬の身体的及び行動上の健康並びにウェルフェアを最適化 することを意図するシステムをいう。それは、病気、損傷及び治療の記録を適宜含 み、疾病の予防、治療及び管理並びに個別の動物及び動物群に影響する周辺状況を 包括する。

役用馬の*疾病*の予防及び管理のため並びに周辺状況に対応するため、公的及び民間の動物健康サービスの人員並びに所有者の明確な役割及び責任を規定する、<u>適宜</u> <u>医師</u>に相談して形成された、効果的な<mark>国家</mark>プログラムが整備されるものとする。

役用馬飼養の責任者は、<u>咳、眼漏、乳の性状の変化、運動行動の変化等疾病又は苦痛の初期における特有の症状並びに</u>飼料及び水の摂取量の低下、体重及び体型の変化、行動の変化、異常な外観等<u>非特定症状の体調不良又は苦痛の徴候</u>に通じているものとする。

*疾病*又は苦痛のリスクリスクが高い<mark>動物</mark>役用馬に対しては、*家畜飼養管理者*による

より頻繁な検査が必要になる。*家畜飼養管理者*は、<u>疾病の存在を疑う場合又は</u>体調不良若しくは苦痛の原因を改善できない場合又は届出疾病の存在を疑う場合には、*獣医師*その他の資格ある助言者等訓練を受け、経験を積んだ者の助言を<u>適宜</u>求めるものとする。

<u>役用</u>馬に処方される*ワクチン接種*その他の治療は、*獣医師*又は、獣医学的その他の専門的助言に基づき、当該手順に熟練した者<mark>が<u>によって</u>、<mark>請け負う</mark>実施される</mark>ものとする。

家畜飼養管理者は、<u>たとえば</u>歩行困難<u>の馬の認識及び取り扱いに関し、を含む慢性病の又は損傷を受けた馬の<mark>認識及び</mark>管理の<mark>経験<u>能力</u>を有しているものとする。<u>獣医</u>学的助言が適宜求められるものとする。</u></mark>

歩行困難<u>役用</u>馬は、常時飲水でき、少なくとも一日一回濃厚飼料及び随時乾草又はまぐさが給与されるものとする。治療又は診断のため絶対的に必要な場合を除き、それを運搬又は移動しないものとする。移動する場合には、引きずりや過度な持ち上げを避ける方法を用いて、注意深く行うものとする。

治療が試みられる場合であっても、支えなく立ち上がることができず、食餌及び飲水を拒絶する馬は、第7.6章に従い、回復の見込みがないとみなされたらすみやかに、苦痛を与えないよう殺処分されるものとする。

表現型質の測定指標:<u>行動、</u>罹病<mark>率</mark>、死亡<mark>率、<u>繁殖効率、行動、</u>体型、</mark>外観<mark>及び体</mark> 型の変化

理由

アニマルウェルフェアと乳用牛生産システムに関する第7. X 章との整合性

'動物健康管理'の用語は、陸生コードの 2 章(第 7.9 章及び第 7.10 章)の中ですでに定義されている。陸生コードの 2 章以上で使用される重要な用語は、用語解説の中で定義されるべきである。

本章第7. X. 4条によれば、'繁殖効率'は、役用馬のウェルフェアの表現形質の測定指標ではない。

安楽死に関する勧告は、本章の終末期問題に関する第 7. X. 11 条に移動されるべきである。

(第10段落)

健康を害した動物は、幸福度が低下した状態に必然的にあることから、健康は、動物のウェルフェアの主要な構成要素である。健康は、以下によって評価される場合がある。

a) 馬の全般的外観

<mark>これは、評価が簡単なもの、明示的なパラメータであり、それは、当該動物の姿勢</mark> 及び態度、その体型並びにその被毛の外観を観察するのに十分である。 法上の問題があり、正確な翻訳不可能]

b) 一損傷を受けていないこと

創傷を受けた動物は、苦しんでいる。創傷による痛みは、ウェルフェアを減少させる。損傷が、不適切な外部要因の結果である場合がある。それが、環境にうまく順応できないことの結果である場合がある(縄の足かせによる創傷、馬具による創傷等)。それが、人と動物との関係が劣悪であることを指し示している場合もある。[訳注:文法上の問題があり、正確な翻訳不可能]

c) 疾病にかかっていないこと

疾病の進展:疾病パターンは経時的に変化し、役用馬では、感染性疾病の明白な臨床症状が発見困難な場合が、しばしばある。複合的な病原体並びに環境及び管理上の要因が関係する多因性の症候群又は健康状態の方が一般的に認められる。

d) ーストレスの影響

ストレスは、免疫系に対する有害な影響を持っている。疾病の発生率が高いことが、 ストレスがあまりに多いことを指し示している場合がある。

理由

健康は、人類にとって最も大きな課題の一つである。提案されている健康の評価は、健康の定義すら規定されてなく、あまりにも単純化され、OIEの基準としては粗末である。また、この文は、本章の目的にとって、本条において不要である。

第7. X. 9条

取り扱い<mark>及び駆り立て</mark>業務<mark>、取り扱い施設、人の専門性及び訓練、切断及びその他の管</mark> <mark>理慣行</mark>

理由

タイトルの簡素化

(第3段落)

現在のところ、役用馬の健康、取り扱い、使用及び管理に関する獣医師の教育は、

御者及び運用者に対する獣医学カリキュラム並びに訓練プログラムの中に十分に は組み込まれてなく、そのような者が他者を訓練する責任を満たすことになってい る場合には、これに取り組まれるものとする。

理由

獣医師の教育は加盟国間で多様であることから、OIE 基準の中でそれを一般化するのは不適切である。

(第7段落)

足かせに使用される設備は、足かせ用に設計されてい<mark>なければならないるものとする。</mark>。皮膚に触れる足かせの部分は、痛み又は損傷を引き起こす材料から作られないものとする(Burn *et al.*, 2008)。

理由

修辞上の修正

(第9段落)

表現型質の測定指標:<u>行動、死亡及び</u>罹病<mark>率</mark>、<u>死亡、</u>外観(こすれ跡、馬具及び足かせによる創傷並びに跛行)、行動上の徴候

理由

本章第7.X.4条によると、'跛行'は、役用馬のウェルフェアに関する独立した表現形質の測定指標である。

第7. X. 10条

行動及び社会的相互作用

自然な行動(behaviour<mark>s</mark>)及び社会的相互作用は、馬、ラバ及びロバで異なって<mark>おり、</mark> いる。*家畜飼養管理者*が、 各種類の役用馬の自然な及び異常な行動に精通することが、 観察<mark>されている</mark>している<mark>状態のウェルフェア上の意義を解釈する上で、推奨される。</mark>

理由

(第2段落)

行動の中には、アニマルウェルフェア上の問題を指し示してはいるものの、特有な形で一つのタイプの問題を指し示しているわけではない場合がある。それが多様で異なるウェルフェア上の問題を披露している場合もある。普段は活発で機敏な役用馬が沈鬱、無関心、不活発及び嗜眠を示す場合には、それがウェルフェア上の問題を示唆している場合もある。食餌又は飲水習慣の変化、とりわけ飼料摂取量の減少が、ウェルフェア上の問題を指し示している場合がある。これはまた、歯科上の問題、飼料の劣悪な品質又は飼料汚染の指標でもある。

<mark>役用馬では、その他多様な行動も観察される場合がある。</mark>

不快又は痛みを指し示す行動には以下のものがある。

- ー 頭の押し付け、厩舎内歩行、上体の揺り動かし、歯ぎしり、うなり声、食物落とし、 通常の食物摂取の困難。このような行動が、疾病プロセス、腹部又は頭部の痛みを指し 示す場合がある。
- <mark>ー 沈鬱、回転、蹄掻き、横腹を見る、起立困難、破壊行為、転がる。このような行為</mark> が、腹部その他の不快を指し示す場合がある。
- <mark>ー 地面又は寝わらのかき回し。このような行動が、疾病プロセス、腹部の痛み、栄養</mark> <mark>不良を指し示す場合がある。</mark>
- ー<u>体重移動、蹄掻き、動きに対する抵抗又は異常な動き。このような行動が、肢、蹄</u> 又は腹部の痛みを指し示している場合がある。
- <mark>ー 頭部の揺さぶり、分泌物又は頭部接触からの回避。このような行動が、頭部、耳又</mark> は目の不快を指し示している場合がある。
- <mark>ーーかく、こする、自傷による擦過傷。このような行動が、皮膚の問題、寄生虫を指し</mark> 示している場合がある。
- ──馬における非特異的痛み:落ち着かない、興奮及び不安、動きに対する不屈の姿勢及び抵抗、頭を下げた姿勢、凝視及び膨らんだ鼻腔、固く結ばれた口、取り扱いに対する攻撃及び抵抗。ロバでは、これらの行動は、よりとらえにくくで、認識されない場合がある。
- <mark>ー 馬における腹部の痛み:鳴く、転がる、腹部を蹴る、横腹を見る、筋肉の伸展。ロ</mark> バでは、遅鈍及び沈鬱
- 一 馬における肢蹄部の痛み:体重移動、肢部の防御、異常な体重の分配、爪先立ち、 肢浮かし及び肢の交替、異常な動き、動きに対する抵抗。これらの徴候は、ロバでは、 よりとらえにくく、横臥が繰り返し発現することが、より良く指し示すと報告されてい

<u>る</u>

- 頭部及び歯の痛み:頭部の揺さぶり、異常なはみ行動、不自然な食餌行為(食欲不 振、吐き出し、食物隠し)(Ashley *et.al.*, 2005)

恐怖又は不快を指し示す行動には以下のものがある。

- とりわけ、取扱者又はその取り扱いに関連した物体が近づく場合の人の回避
- <mark>- 牽引若しくは輸送に使用されることに対する役用馬の抵抗又はとりわけ装備装着</mark> 若しくは積載請負時の休止及び攻撃的行動

理由

これらの文は、本章の役用馬のウェルフェアの基準又は測定指標に関する第 7. X. 4 条に移動するべきである。これらは、アニマルウェルフェアに関する勧告ではなく、役用馬の行動の説明である。

(第6段落)

表現型質の測定指標:<mark>行動(</mark>不快又は痛みを示す<mark>行動<u>もの</u>、<mark>人及び他の馬に対する社交</mark> <mark>性、</mark>用心深さ<mark>)、<mark>体型、</mark>外観<mark>(</mark>損傷<mark>)</mark>、<mark>体重及び体型の変化、<u>労働への適合性(</u>仕事のた めの装備及び積荷の受容性<mark>)</mark></mark></mark></mark>

理由

本章第7. X. 4 条によると、'人及び他の馬に対する社交性'は、役用馬のウェルフェアに係る表現形質の測定指標ではない。'損傷'及び'仕事のための装備及び積荷の受容性'は、それぞれ'外観'及び'労働への適合性'の表現形質の測定指標に含まれる。

第7. X. 11 条

終末期の問題:安楽死、と畜(労働寿命の終了及び廃棄を含む)

役用馬に対し、安楽死が実施される場合には、陸生コードの一般原則に従うものとする。 安楽死は、可能な範囲で、最も痛みの少ない、ストレスのない方法で動物の寿命を終わ らせる苦痛を与えない方法である。 さもなければ、当該役用馬<mark>はが</mark>、廃棄、飼養放棄若 しくは疾病<u>疾病</u>による長期的で痛みを伴う死、又は<u>野生動物捕食者</u>に捕食される若しく は<mark>輸送機関輸送機関</mark>に轢かれる等による急劇で痛みのある死を経験する<mark>かもしれない</mark> ことになる場合には、役用馬は、第7.6章に規定される方法に従い、苦痛を与えないよ う殺処分されるものとする。 <u>疾病又は損傷の場合であって、(たとえば支えなく立ち上がることができず、食餌及び飲水を拒絶する等)治療が効果がない又は回復の見込みがないときには、役用馬はまた、</u>第7.6章に規定される方法に従い、苦痛を与えないよう殺処分されるものとする。

理由

'陸生コードの一般原則'の表現は、それを守るには漠然としている。

'安楽死'は、用語解説の中に定義されていることから、当該条でそれを説明する必要 はない。

我が国の提案文は、本章の第7. X. 8 条の2第8 段落でコード委員会が提案したものを元としているが、アニマルウェルフェアと乳用牛生産システムに関する第7. X 章案との整合性を考慮して、修正されている。

第7. X. 12条

適切な労働負荷

(第4段落)

<mark>動物<u>役用馬</u>は、<mark>平均して、</mark>一日当たり最長 6 時間労働とし、7 日おきに少なくとも丸 1 日(2 日が望ましい)の休息が与えられるものとする。</mark>

理由

本勧告は、繁忙期に農家が、必要に迫られ一日の休息もなく一日 6 時間を超える労働が強いられるアジアの発展途上国では、実行可能性がない。実行可能性のない勧告は、0IE コードの非遵守を引き起こすことになる。

(第8段落)

動物は、良好な健康状態で、それに求められる作業を行うのに適合しているものとする。

理由

本勧告には、まったく具体性がない。加盟国は、いかにして本勧告を遵守したら良いの かわからない。

(第9段落)

表現型質の(Outcome_based)測定指標:行動、体型、<mark>外観(</mark>脱水症状<u>)</u>、取り扱い時の 反応(response<mark>s</mark>)、歩様及び跛行<u>(歩様)</u>

理由

本章第7. X. 4条によると、'脱水症状'は、'外観'の表現形質の測定指標に含まれる。

第7. X. 13条

<mark>蹄鉄術及び</mark>馬具装着

1. - 蹄鉄術

馬は、2つの理由から蹄鉄を付けられる。すなわち、蹄の傷の予防及び生産成績の向上である。多くの馬は、蹄鉄なしでもうまく対応するものであり、それがうまく対応しているのであれば、ほとんどの場合、蹄鉄を付けないのが最善である。しかしながら、劣悪な蹄管理及び蹄鉄術が、役用馬を損傷又は感染を受けやすくしており、それが蹄の大きさ、形及び機能の変化に結び付いている場合もある。未治療の蹄の異常が、歩様及び体重負荷の変化による、当該肢の他の部分の長期的問題を生み出す場合がある。そのような問題は、以下に対し影響するかもしれない。

- a) 蹄壁及び角質形成組織の状態:感覚組織を巻き込んだ亀裂等蹄壁の欠損、蹄葉炎、(局部の、蹄の不均衡による) 蹄葉裂傷、非真皮葉から真皮葉の分離又は炎症、膿瘍形成、打撲傷又は挫腫形成を負わせる蹄の挫傷、腫瘍形成及び足皮膚炎(蹄叉腐爛又は蹄癌)
- b) 第三趾骨の状態:蹄骨骨折深指屈筋付着部炎、蹄骨炎(当該骨の全般的又は局 所的炎症)、側副靭帯付着部の断裂等第三趾骨の問題、嚢腫様病変形成及びリモ デリング疾患

これらの状態は、蹄に局在化する場合もある痛みによってすべて特徴付けられる。

表現型質の測定指標:外観、跛行

理由

本項案では、まったく何も勧告されていない。これらは、蹄鉄術に関する説明であることから、本章の管理業務による合併症に関する第7. X. 4条の5に移動すべきである。た

だし、蹄の未治療の異常によって生じる具体的な状態を*陸生コード*に規定する必要はない。当該記述は、国際基準よりもむしろ獣医師の教科書にふさわしいものである。

² <u>1</u>. <u>馬具装着</u>

本章においては、馬具装着には、ドライビングハーネスのすべての部品、サドル、頭絡 及びはみが含まれる。これらは、役用馬を制御し、荷馬車を引くときにはブレーキシス テムとして作動し、しかるべき場所に積荷を固定し、取り付けた荷馬車又は農業用具に 力を伝える目的で使用される。

理由

・馬具'の用語は、本条の適用範囲及び定義に関する第7. X. 2条の中で定義されるべきである。これは、本章の2条以上の中で使用されている。

(第4段落)

良い
馬具は、当該馬に損傷を負わせる鋭利な端がなくいものとする、過剰な動きによる 創傷又は擦損を負わせることがないよう正しく適合しするものとし、馬体(body bodies)に課される負荷が広範な範囲に拡散するよう滑らかに仕上げられ又は詰め物が 当てられるものとし、動物の動き若しくは自然な呼吸を妨げる又は血の流れを制限する ことがないものであるとする。良い馬具装着もまた、動物役用馬から積荷への牽引エネルギーの伝播効率を最大化し、当該馬に求められる労作を最小にするものである。

理由

本章第7.X.5条に従い、本条は、良い馬具の紹介ではなく、馬具に関する勧告を規定するべきである。

(第7段落)

表現型質の測定指標: <u>外観(ブリンカー関連の限周辺の擦過傷等馬具擦過傷部位の病変、</u>唇の交連又は噛むことに関連する口のその他の部位の病変、荷馬車との接触に関連する尾、後駆、後肢又は膝節の病変)

理由

修辞上の修正及び本章第7.X.4章に基づく明確化

10. 第 X. X 章 有鉤条虫感染症

第 X. X. 1 条

総則

有鉤条虫の感染は、世界で最も一般的な豚の人獣共通寄生虫性豚感染疾病である。有鉤条虫は、ラテンアメリカ、アジア及びサブサハラアフリカの大きな範囲で風土病となっている条虫(サナダムシ)である。条虫の成虫は、人(終宿主)の小腸内に生息し、条虫症を引き起こす。幼虫期の虫(嚢虫)は、豚(中間宿主)の横紋筋、皮下組織及び中枢神経系に生息し、嚢虫症を引き起こす。その他のイノシシ科及び犬は感染するが、疫学的に重要ではない。人は、感染した人の糞便中に排出された卵を摂取した場合には、幼虫期の虫が宿る場合もある。人における最も深刻な幼虫期の虫の感染形態は、神経嚢虫症であり、それは発作(てんかん)及び時に死亡を引き起こす。嚢虫症は、豚においては、普通臨床的に不顕性であるが、と体の汚染及び豚の価値の低下による大きな経済学的損失と関連し、人に大きな疾病負荷をもたらす。

理由

修辞上の修正及び明確化

第 X. X. 6 条

豚肉中の有鉤条虫嚢虫の不活化方法

<mark>豚肉中の</mark>有鉤条虫嚢虫を不活化するためには、以下の方法の一つが使用されるものとす る。

- 1) 中心温度が少なくとも80℃の加熱処理
- 2)—<mark>マイナス 10℃以下での少なくとも 10 日間又は同等の時間及び温度による凍結</mark>

理由

我が国は、提案された低温処理の有効性に関する科学的証拠を加盟国に示すようコード委員会に要請する。当該低温処理は、微生物学的リスク評価に関する FAO/WHO の合同専門家会合にレポートの中には見当たらない。